広島高等裁判所控訴審判決

平成 26 年 12 月 11 日

# 控訴棄却

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

判決文中の被害者、被害者の母親、また銀行の警備員、窓口銀行員のプライバシーに配慮し、それぞれ A、B、C、D の仮名とします、また煙石博さんの本籍、住居を削除します

平成２６年１２月１１日宣告　裁判所書記官　岸菜正

平成２６年(う)第１号

判　　決

本　籍

住　居

無　職

煙　　石　　博

昭和２１年１１月２日生

上記の者に対する窃盗被告事件について，平成２５年１１月２７日広島地方裁判所が言い渡した判決に対し，被告人から控訴の申立てがあったので，当裁判所は，検察官中澤康夫出席の上審理し，次のとおり判決する。

主　　文

本件控訴を棄却する。

理　　由

1　本件控訴の趣意は，弁護人久保豊年，同北村明彦，同松下博紀及び同原田一彦共同作成の控訴趣意書及び控訴趣意書訂正書に記載されているとおりであるから，これらを引用する。

2　控訴趣意中，理由不備の主張（控訴趣意第２）について

論旨は，要するに，原判決は，被告人が原判示の窃盗の犯行を行ったとの事実を認定，摘示しているが；原判決が証拠の標目（「証拠」の項。以下も同様である。）で挙示した証拠によってはこの事実を認定することはできないから，原判決には理由不備の違法がある，というのである。

しかし，後記４の事実誤認の論旨についての検討結果等に照らし，所論は前提自体欠いていることが明らかである。したがって，論旨は理由がない。

3　控訴趣意中，訴訟手続の法令違反の主張（控訴趣意第３）について

(1)　論旨は，要するに，以下のアからウまでの３点について，原判決には，判決

に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるとの主張と理解される（なお，所論中には，このほかにも訴訟手続の法令違反をいうものがあるが，その実質は事実誤認の主張に帰するものと理解される。後記４を参照。）。

ア　原判決は，証拠採用決定をしておらず，かつ，証拠調べをしていない防犯カメラの映像を原判示窃盗の事実を認定する資料としているが，この措置は，憲法３７条１項，刑訴法２９７条，２９８条，３０６条，３０８条及び３１７条に違反する。

イ　原裁判所は，結審後に弁論再開することなく，裁判手続外で防犯カメラの映像を精査し，原判示窃盗の事実を認定する資料としているが，この措置も，前記アと同様の憲法ないし刑訴法の各規定に違反する。

ウ　被告人の本件事件当時の行動については，各ＳＤカード（原審証拠等関係カード甲４７，甲４８。以下「甲４７」，「甲４８」のようにいい，ほかも同様である。なお，同カード中の弁護人請求証拠については「原審弁」の，当審証拠等関係カード中の弁護人請求証拠については，「当審弁」の各符号を用いる。）に保存されており，これを鮮明化すれば被告人が無罪であることは容易に証明できたのに，原裁判所は，原審弁護人が求めた甲４７及び甲４８に記録されている画像を鮮明化することについての各検証請求（原審弁１，弁２）を不必要としていずれも却下し，これらに対して原審弁護人がした各異議申立てについても棄却して，被告人に有罪判決を言い渡したものであり，上記各検証請求を却下するなどした原裁判所の措置には，審理不尽の違法がある。

(2)　そこで，検討すると，前記アの所論は，原判決が，「事実認定の補足説明」の項での説示に用いている「防犯カメラの映像」が証拠の標目に挙示されていないことを根拠とするが，原判決の説示の趣旨，脈絡等に照らすと，原判決がいう「防犯カメラの映像」とは，原判決が証拠の標目で挙示するＳＤカード各１枚（甲４７，甲４８）に保存された防犯カメラの映像（以下，単に「甲４７

の防犯カメラの映像」のようにもいう。）を指していることは明らかである。よって，前記アの所論はそもそも前提を欠いている。

また，所論は，原判決が，「弁護人が指摘する点を踏まえて防犯カメラの映像を精査しても」と説示している点（原判決書６頁２１行目，２２行目）をとらえて前記イのようにいうが，ここで原判決が「防犯カメラの映像を精査し」と説示しているのは，要するに，既に原審の公判廷で証拠として採用し，証拠調べを終えた甲４７及び甲４８に係る各防犯カメラの映像を，弁論終結後公判廷外で改めて精査，検討したとの趣旨をいうものと理解されるところ，原裁判所のこうした判断の仕方が違法でないことは明らかである。よって，この所論も理由がない。

さらに，前記ウについて見ると，関係記録によれば，原審弁護人は，平成２５年６月２７日，被告人の無罪を立証するために必要であるなどとして，所論指摘の各検証請求（原審弁１，弁２）を行ったこと（原審弁護人作成の同月２６日付け証拠調べ請求書及び同月２７日付け上申書），原審検察官は，同年７月１０日に行われた原審第１０回公判期日で，上記各検証請求については，いずれも必要性なしとの意見を述べ，その理由として，「捜査段階において，画像の鮮明化を試みたが，広島県警察本部刑事部科学捜査研究所から，画像の鮮明化は出来ないとの回答を得ている。その理由としては，独自ファイル形式で，同じＳＤカードに記録されている専用ソフトでのみ再生可能なものであるからである。したがって，画像の鮮明化は，困難であろうと考えている。」と述べたこと，これに対して，原審弁護人は，同月１６日付け意見書で，岡山県警がスーパーマーケットの防犯カメラを県科学捜査研究所で解析し，防犯カメラに映っている人物と犯人の同一性を識別したとの内容の新聞記事を援用し，スーパーマーケットの防犯カメラの画像が解析できるのであれば，銀行の防犯カメラの画像を鮮明化できないはずはないなどと主張して，改めて原審弁１及び弁２（上記意見書中「乙第１号証」，「乙第２号証」とあるのは，それぞれ「弁

第１号証」，「弁第２号証」の誤記と認める。）の各検証を採用することを求めたこと，同年９月１３日に行われた原審第１２回公判期日で，原裁判所は，原審弁１及び弁２の各検証請求をいずれも却下し，これに対して，原審弁護人は，原審弁１及び弁２は，被告人の無罪を立証するために必要不可欠なものであり，原裁判所は証拠の必要性の判断を誤ったものであるとして上記各却下決定に対して異議を申し立てたが，原裁判所は各異議申立てをいずれも棄却する決定をしたことが明らかである。

原裁判所は，以上で見たような原審弁１及び弁２の各検証請求についての当事者の意見等を踏まえて，前記各検証請求をいずれも却下し，更に原審弁護人の各異議申立ても棄却しているところ，甲４７及び甲４８の各防犯カメラの画像の鮮明化は困難であるから原審弁１及び弁２の各検証は不必要であるとの原審検察官の主張には相応に理由があると考えられる一方，これに対する原審弁護人の反論が，必ずしも確たる根拠に基づくものとまではいえなかったこと（すなわち，原審弁護人が援用する新聞記事の内容によっても，岡山県警の科学捜査研究所がしたという防犯カメラの映像の解析が，原審弁護人の求めた画像の鮮明化と同様のものかは必ずしも明らかでないし，新聞記事に係るスーパーマーケットの防犯カメラの映像を解析できたからといって，原判示銀行支店の防犯カメラの映像が鮮明化できるとは必ずしもいえない。）などに照らすと，以上の原裁判所の判断に，証拠の採否について裁量を逸脱した誤りがあるとは認められない（なお，当審で弁護人の請求により証人となった石橋宏典も，甲４７及び甲４８の各防犯カメラの画像の解像度は低く，その画像そのものからは，原判示の封筒が原判示の記帳台のどの部分に置かれているかは分からないと証言している。）。

そして，その他記録を精査しても，以上の原裁判所の措置に関して審理不尽とされるべき点はないから，前記ウの所論も理由がない。

４　控訴趣意中，事実誤認の主張（控訴趣意第４）について

(1)　原判決は，「罪となるべき事実」の項で，要旨，被告人は，平成２４年９月２４日午前９時２２分頃，広島市南区所在の株式会社広島銀行大河支店において，客の　A子　が同店内の記帳台の上に置いていた同人管理の現金６万６６００円及び振込用紙２枚在中の封筒１通を窃取した，との事実を認定，摘示している。

これに対して，論旨は，要するに，被告人が上記日時頃，上記支店にいたことは間違いないが，被告人は上記窃取行為を行っていないから，原判決には，判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある，というのである（なお，所論中には，原判決の説示に関して，単なる推測によって有罪認定をしているとか，刑事訴訟における立証責任に関する原則に違反しているなどとして，訴訟手続の法令違反があると指摘する部分もあるが，この主張は，実質的に上記事実誤認の主張に帰するものと解される。また，所論中には，所論と同旨の原審弁護人の主張に対して，原判決が，「事実認定の補足説明」の項で説示した個々の証拠評価等について事実誤認をいう部分があるが，この主張も上記の事実誤認の主張に帰するものと解される。）。

(2)　そこで，記録を調査し，当審での事実取調べの結果も併せて検討する。

ア　関係記録によれば，以下の事実関係が認められ，所論も特段争っていない。

(ア)　平成２４年９月２４日，原判示　A子　（以下「A子」という。）は，株式会社広島銀行大河支店（以下「本件支店」という。）を訪れ，同日午前９時１６分４９秒頃から午前９時２０分１１秒頃まで（以下，時間のみの記載は同日の午前中の時刻をいう。），同支店ロビー北側の記帳台（以下「本件記帳台」という。）で現金出金のための用紙作成等の作業をした。

A子は，母親の　B子　（以下「B子」という。）とともに，有限会社の形態で不動産賃貸管理業等を営み，A子自身は同社の経理を担当しており，同日，同社保有の不動産の固定資産税の支払などを行うために本件支店を訪れていたものであるが，上記作業を終えた上記時刻（９時２０分１

１秒）頃，市県民税の納入書，納入済通知書及び領収証書が一体となった紙片（これが，原判示の振込用紙であり，以下「振込用紙」という。）が２枚入った封筒１通（これが，原判示の封筒であり，以下「本件封筒」という。）を本件記帳台の上に置き忘れたまま，本件記帳台を離れた（なお，その際，本件封筒内に原判示の現金が入っていたか否かについては後記イの項で検討する。）。

振込用紙は，平成２４年９月分及び同年１０月分の前記会社従業員の市県民税に関するもので，それぞれ同年１０月１０日又は同年１１月１２日までに各３万３３００円（２か月分合計で６万６６００円）を支払うことなどを内容とするものであり，本件封筒の表面には「６６，６００－ ⑩⑪月分」との記載がなされていた。

(イ) A子は，その後，発券機（整理券発券機）で番号票を取り，そのまま窓口に関係書類を提出するなどしたが，その最中に，被告人が，現金を出金するため本件支店を訪れた。

被告人は，９時２０分４４秒頃から９時２２分９秒頃まで，本件記帳台で現金の払戻請求書（乙２添付の「お引出し（払戻請求書）兼入金申込書」と題する書面）を作成するなどしたが，同時刻頃，A子は，本件記帳台から離れた位置でロビーに立って，窓口行員の行う手続を待っていた（なお，甲２６によると，本件記帳台でA子が前記の作業をしていた位置から，A子がロビーに立っていた地点までの距離は約４．９メートルである。）。

(ウ) 被告人は，同時刻（９時２２分９秒）頃，本件記帳台の上にあった何らかの物体（白色様のものであり，原判決はこの物体が本件封筒であると認定している。）を手に取って本件記帳台を離れ，発券機の番号票を取り，ＡＴＭコーナーで通帳記入をし，前記払戻請求書と通帳を窓口に提出するなどした後，９時２３分４９秒頃から９時２４分１秒頃まで，右手を本件記帳台の上に置いた状態で立っていた（原判決は，この際，被告人は，本

件封筒を本件記帳台の上に戻したと認定している。）。

(ｴ) 被告人が本件支店を退店した後の９時３６分頃，本件支店の従業員（ロビーでの客の誘導・警備等の係）である　C は，本件支店のロビーに現れ，本件記帳台の上に置かれていた本件封筒を発見し，窓口行員の D に同封筒を渡したが，この時点で，本件封筒の中には振込用紙２枚のみが入っており，現金は入っていなかった。

(ｵ) A子が本件記帳台の上に本件封筒を置き忘れてから，C が同記帳台の上に置かれている本件封筒を発見するまでの間，本件記帳台の上面に触れた人物は被告人以外には存在しない。

(ｶ) 同日，D は，本件封筒を本件支店に取りに来るようにB子に電話したところ，B子から連絡を受けたA子が本件支店を再び訪れた。その際，A子は，本件支店の行員から本件封筒内には現金が入っていなかったと告げられて，同行員らに対し，本件封筒に現金が入っていたはずであると言い，さらに，本件支店の防犯カメラの映像を見せるよう求めたが，行員からは警察に被害届を提出しないと同映像は見せられないと言われたため，同日中に警察に本件の現金の窃盗被害を申告した。

イ(ｱ) 原判決は，A子及びB子の各原審公判証言等を根拠に，A子が，本件記帳台の上に本件封筒を置き忘れた時点で，本件封筒の中に，現金６万６６００円が入っていたと認定している（「事実認定の補足説明」２の項）。

A子とB子の各原審公判証言について補足すると，B子は，本件前日（平成２４年９月２３日）に本件封筒内に現金６万６６００円を入れて，同封筒を本件当日の金融機関回りに必要な通帳などとともに専用のケースに入れたと証言し，A子は，本件当日（同月２４日）朝，出掛ける前に，上記ケースから通帳及び本件封筒などを取り出し，同封筒内に現金が入っているのを確認し，これらを輪ゴムでくくって巾着袋に入れて携行する鞄に収めて本件支店を訪れたとの証言をしている。

確かに，原判決が説示するように（原判決書３頁２行目から１２行目まで），A子及びB子の各原審公判証言の信用性については慎重に検討する必要がある。

しかしながら，本件封筒内には市県民税２か月合計６万６６００円分の振込用紙２枚が入っており，同封筒の表面に「６６，６００－　⑩⑪月分」との記載があることからすると（前記ア(ｱ)。なお，B子は原審公判で，「⑩⑪月分」との記載について，納期限を記載したと証言している。），少なくとも，B子が，市県民税の支払のために，本件封筒内に振込用紙とともに現金６万６６００円を入れようとしたことは明らかであり，本件の前日に本件封筒内に現金６万６６００円を入れたとのB子の証言は，以上の客観的状況とよく整合する。

また，会社の経理担当であるA子が上記のような封筒を本件支店に持参していることなどからすると，同人が，本件封筒に入った振込用紙２枚を用いて，合計６万６６００円の市県民税を本件支店の窓口において現金で支払うつもりで，本件封筒を本件支店に持参したことが認められるところ，本件封筒内に，振込用紙２枚（いずれも３つ折りにされていた。）に加えて，６万６６００円の現金（B子は，その内訳について，１万円札，千円札が各６枚ずつ，５００円硬貨，１００円硬貨が各１枚ずつと証言している。）を入れた場合には，相応の重量と厚みになるため，現金が入っていない場合との差異は外観や持ったときの感触等からも容易に識別可能であるから，B子が本件封筒内に現金を入れるのを忘れるなどしていて，本件当日の朝，A子がそれに気が付かないまま，かつ，本件封筒に必要な現金が入っていると思い込み，これを本件支店まで持参したとは合理的に考えにくい。

さらに，A子及びB子の各証言は具体的である上，前記ア(ｶ)で見たような本件後のA子の言動等に照らしても自然な内容である。

原判決は，以上とおおむね同旨を述べて，A子とB子の各原審公判証言が信用できるとして，同人らの証言にその他関係証拠を併せ考慮して，前記のとおり，A子が本件記帳台に本件封筒を置き忘れた当時，同封筒内に現金６万６６００円が入っていた旨の認定，判断をしていると理解できるところ，関係の記録に照らし，この原判決の認定，判断に誤りはない。

(イ) もっとも，所論は，種々主張して，以上の認定を争うが，以下のとおりいずれも理由がない。

所論は，原判決は，A子が，本件支店を訪れるに際し，同所で，振込用紙及び現金を用いて市県民税を支払う用務があることを認識していたことをもってA子らの証言が信用できるというが(「事実認定の補足説明」２(3)②，(4)の各項)，これを認定する根拠は信用性の乏しいA子の証言しかない上，A子がそのような用務を認識していたのであれば，本件封筒を置き忘れたまま同支店を後にしたというのは不自然であるから，原判決の上記判断は誤っているという。

しかし，前者については，A子に前記用務の認識があったこと，すなわち，既に見たようにA子が本件支店で前記市県民税を支払うつもりであったことは，有限会社の経理担当であるA子が，前記のような在中現金の金額の記載があり，同社従業員の市県民税の振込用紙も入った本件封筒を本件支店に持参していることなど，A子の証言以外の諸事情からも相応にうかがうことができるから，所論のようにはいえない。また，A子がそのような用務を認識しつつ本件封筒を置き忘れたというのは不自然であるとの後者の点も，同人が，当時，固定資産税の金額を頭で計算し，部屋の改装・修繕に要する費用等について考えるなど，本件封筒に係る市県民税の支払以外のことに気が取られていたこと（この旨をいうA子の証言の信用性に特に疑いをいれる事情はない。）などに照らすと，特段不自然ではない。

所論は，原判決は，本件封筒に振込用紙に加えて６万６６００円の現金

を入れた場合には相当の重量と厚みになり，現金が入っていない場合との差異は外観から容易に識別できることを根拠として，本件封筒の中には上記金額の現金が入っていたと認定しているが(「事実認定の補足説明」2(3)③，(4)の各項)，原判決が説示する「相当の重量」とはどの程度の重量なのかあいまいである上，現金が入っている場合とそうでない場合とで外観がどう違うのかについて立証もなくして認定している点でも原判決の認定は不当であるという。しかし，原判決がいう「相当の重量」とは，既に見たように，本件封筒の外観やこれを持ったときの感触等から現金６万６６００円が同封筒に在中していることが容易に識別できる程度の重量をいうものと理解できるところ，原審第３回公判調書中の警察官益田幸一の供述から認められる上記現金の重量（益田は，振込用紙２枚及び現金６万６６００円在中の封筒の重さは３２．５４グラムであり，現金がなかった場合の重さは８．５グラムであったと供述している。）等に照らしても，この原判決の説示に誤りはない。また，本件封筒内に，現金６万６６００円が入っているか否かでその外観や感触等が異なることは，その紙幣や硬貨の枚数，硬貨の重さ，形状等に照らして明らかであるから，この点の立証がないとして原判決を論難する所論には賛同できない。

所論は，B子は，同人が本件封筒に入れた現金がどこに置かれていたかについて証言を避けようとしており，同人の証言は，窃盗被害に遭い，その犯人の処罰を求める者の証言としては不自然である上，種々変遷して不明確でもあるから信用できない，という。しかし，前者については，B子が上記の証言を避けようとしたのは，公判廷で自分の財産の保管場所などが明らかになるのがためらわれたからであるとうかがわれるから，同人の証言に所論のような不自然な点があるとはいえないし，B子が，自分が自由に使える金を入れている封筒ないし財布の中から本件封筒に現金を入れたと具体的に証言していることなどにも照らすと，B子が上記の証言を避

けようとしたことをもって，本件封筒内に現金を入れたとのB子の証言の核心部分の信用性が損なわれるものではない。また，後者についても，所論が指摘する諸点は，B子の証言のうち比較的周辺的事情に関わるものであって，記録に照らしても，これらの点で，B子の証言の核心部分の信用性を損なうような事情があるとはいえない。

所論は，A子は，原審公判で，２年前に広島に帰ってきたと証言するが，実際には，平成１７年５月１２日から広島市内に居住していたから，同人は偽証しており，同人の証言は信用できないという。しかし，所論は，A子らが経営する有限会社の履歴事項全部証明書写し（当審弁１）中のA子の住所の変更の年月日の記載を根拠に上記の主張をするが，この記載があるからといって，A子が実際に平成１７年５月１２日から広島市内に居住しており，A子が偽証しているなどと断ずることはできない（なお，所論は，A子が被告人と面識がないことにするために偽証したというが，A子がそのような理由で偽証するとは考え難い。）。

所論は，趣旨が必ずしも明確でないが，甲４７，甲４８の各防犯カメラの映像は１秒間に１フレームしか撮影されておらず，また，同映像中には被告人が本件封筒の中から現金を抜き取り，本件記帳台に同封筒を戻したという映像はないところ，仮に，本件封筒内に現金６万６６００円が入っていたとすると，被告人は，上記各フレーム間の約１秒間に，本件封筒内から上記現金を抜き取り，同封筒のみ元の本件記帳台の上に返したということになるが，約１秒の間にこれらの作業をするのは現実的には不可能であるから，本件封筒内には現金６万６６００円は入っていなかった，というようである。しかし，例えば，前記各防犯カメラの死角になるような状況で，被告人が本件封筒内から上記現金を抜き取るなどする十分な時間と機会があったことは後記ウで述べるとおりであるから，所論のようにはいえない。

所論は，当審弁３の石橋作成の鑑定書を援用して，本件封筒の表面は均等であり，現金のうち，硬貨が挿入されていたとの痕跡は確認されていないから，A子が本件記帳台の上に置き忘れた本件封筒内には現金は入っていなかったという。しかし，石橋が当審弁３鑑定書（１３頁）で所論と同旨の意見を述べるに当たり前提としていると理解される，本件記帳台の上に置かれた本件封筒の位置が是認できないことは後記ウで述べるとおりであるから，所論のようにはいえない。

その他，所論に鑑み検討を加えても，A子及びB子の各原審公判証言の基本的信用性に疑いをいれる事情はない。

(ｳ) 以上によれば，A子が，本件記帳台の上に本件封筒を置き忘れた時点で，本件封筒内に現金６万６６００円が入っていたとの原判決の認定，判断に誤りはない。

ウ そこで，次に，被告人が，A子が本件記帳台の上に置き忘れた前記現金６万６６００円及び振込用紙２枚在中の本件封筒１通（以下，単に「現金等在中の本件封筒」という。）を窃取したかについて見る。

(ｱ) 前記アの前提事実に加え，関係証拠によれば，以下の事実関係が認められる（原判決が「事実認定の補足説明」３(1)の項で説示する事実のほか証拠に鑑み補足して説示する。なお，本件記帳台は円形テーブルであるが，所論及び石橋は，本件記帳台をアナログ時計に例え，本件記帳台での位置について，窓口に一番近い地点を「６時の位置」，その反対側を「０時の位置」等と呼称するので，以下この表現も用いることとする。）。

a A子は，前記ア(ｱ)のとおり，本件記帳台で作業をした際，当初，おおむねその北側の位置（１０時の位置）付近に立ち，その後，作業位置をやや右側の位置（９時の位置）付近に移動させ，９時２０分１１秒頃本件記帳台を離れるまで，同所で作業したが，その間に何度か鞄の中から物を取り出して本件記帳台の上に置くような動作をした。

b　被告人は，９時２０分４０秒頃から９時２２分４秒頃まで，本件記帳台のおおむね東側の位置（０時の位置）付近で作業を行い，その後いったん本件記帳台から離れようとしたが，本件記帳台の方を振り返って，９時２２分７秒頃，右手を上記作業位置よりも右方向に伸ばし，９時２２分９秒頃，本件記帳台の上のおおむね北側の位置（１０時の位置）付近にあった白色様の物体をつかみ，本件記帳台を離れて同物体を持ち去った。

被告人は，その後，再び本件記帳台に戻り，右手を本件記帳台の上に置いているが（前記ア(ｳ)），その際の，被告人の右手の位置は，おおむねその北側の位置（１０時の位置）付近である。

c　被告人は，前記白色様の物体を持ち去った後，前記ア(ｳ)のとおりの行動をしているが，窓口で払戻請求書等を提出した後である９時２２分５９秒頃の時点では被告人の手にその白色様の物体は存在しない。

この間，被告人は，発券機で番号票を取った後，その発券機の前で十数秒間立ち止まり，周囲の様子をうかがった上で，右手をズボンのポケットに入れるような仕草や左手に持った物を右手の方に傾けるような仕草をするなどし，ＡＴＭコーナーに向かって歩きながら，左手に持っていた物を右手に持ち替えた上で，９時２２分３６秒頃，左手につかんだ何らかの物体を着ていた半袖シャツの左胸付近に接触させた。

なお，甲４７及び甲４８の各防犯カメラの映像によっても，被告人が上記発券機の前にいるときの手元の動きは，白い物体に隠れるなどしている部分があり，被告人がロビーとＡＴＭコーナーを往復する際の動作も全ては映っておらず，ＡＴＭ機を操作している場面の被告人の手元も，約１０秒程度，防犯カメラの死角となっている。

さらに，被告人は窓口で払戻請求書等を提出した後は，右手をズボンのポケットに入れた状態で，本件記帳台の奥（北側）にある雑誌コーナ

ーに行き，その後，右手をズボンのポケットから出して雑誌を見るなどした後，同コーナーから本件記帳台に向かい，その途中，右手を左胸付近に持っていった後，本件記帳台の前に立ち止まって，その右手を本件記帳台の上に十数秒間置いていた（前記ア(ｳ)）。

d　C は，９時３６分６秒頃，本件支店のロビーに現れ，９時３６分８秒頃，本件記帳台のおおむね北側の位置（１０時の位置）付近に立って，同記帳台の上に本件封筒があることを発見し，９時３６分９秒ないし１０秒頃，同位置付近に立った状態で本件封筒を左手でつかみ，そのまま窓口に進んで，９時３６分１５秒頃，本件封筒を D に渡した。

(ｲ)　原判決は，以上のような事実関係を踏まえ，おおむね以下のａからｃまでの理由により，被告人が現金等在中の本件封筒を窃取したと認定しているものと理解される（「事実認定の補足説明」３の項）。

a　A子は，９時２０分１１秒頃，現金等在中の本件封筒を本件記帳台の上に置き忘れたところ（前記ア(ｱ)），９時３６分頃，C が，本件記帳台の上に本件封筒を発見した際には，現金が入っていなかったこと（前記ア(ｴ)）からすると，何者かが本件封筒の中から現金６万６６００円を抜き取り，窃取したものと認められるが，A子が本件封筒を置き忘れてから，C が本件封筒を発見するまでの間，本件記帳台の上面に触れた人物は被告人以外には存在しないこと（前記ア(ｵ)）から，被告人が本件封筒に触れて，これを窃取したことが推認できる。

b　被告人が本件記帳台の上でつかんだ白色様の物体が置かれていた位置は，A子が本件記帳台の上に本件封筒を置き忘れる前に作業していた位置付近であることは（前記(ｱ)ａｂ），被告人が本件記帳台の上から本件封筒を持ち去ったことの裏付けになる。また，被告人が，９時２３分４９秒頃から９時２４分１秒頃まで，本件記帳台の上に置いていた右手の位置が，C が本件封筒を発見した位置とほぼ同じであることは（前記

(ｱ) ｂ ｄ），被告人が本件封筒を本件記帳台の上に戻したことの裏付けになる。

したがって，以上の各事実は，被告人が本件封筒を窃取したとの前記ａの推認を更に強める。

ｃ　前記(ｱ) ｃによると，被告人が本件記帳台の上に置かれていた本件封筒を取ってから同記帳台の上に戻すまでの間，特に，本件封筒を取ってからロビーの窓口に至るまでの間に，本件封筒内から在中物（現金）を抜き取り，これらをポケット等に隠す機会があったことが十分認められ，さらに，ポケット等に隠した在中物（現金）を取り出した後の本件封筒を，本件記帳台の上に戻す機会も十分にあったと認められる。

そして，関係の記録に照らしても，以上の原判決の認定，判断に誤りはない。

(ｳ)　もっとも，所論は，種々主張して以上の原判決の認定等を争うが，以下のとおりいずれも理由がない。

ａ　所論は，A子が本件封筒を置き忘れた位置やCが本件封筒を発見した際に本件封筒があった位置は，７時ないし９時の位置であるのに対し，被告人が本件記帳台での作業を終えて右手を伸ばした位置や被告人が通帳を記帳するなどした後本件記帳台に戻ってきて右手を置いた位置は１１時ないし０時の位置であるから，以上の位置関係に照らすと，被告人が本件封筒に触れるためには前屈姿勢を取らなければないが，防犯カメラの映像にはそのような姿勢は撮影されていないから，被告人が本件封筒に触れた事実は認められない，という。

しかしながら，所論は，当審弁護人の依頼により甲４７の防犯カメラの映像等をもとに本件封筒の位置等について鑑定を行った石橋作成の鑑定書（当審弁３），補充書（当審弁６）及び石橋の当審公判証言（以上を併せて，以下「石橋鑑定」ともいう。）等をもとに上記の主張をする

が，以下の理由から，この点についての石橋鑑定は採用できない。

すなわち，A子が本件封筒を置き忘れた位置についてみると，石橋は，A子は，当初９時の位置に本件封筒を置いたが，その後，同人が移動した際に本件封筒を押し出したことなどにより，本件封筒が７時ないし８時の位置に移動したというのであるが，甲４７の防犯カメラの映像を見ても，この点を裏付ける映像はなく，石橋自身，本件記帳台の上を本件封筒が移動したことの根拠についてはあいまいに述べるにとどまり，説得的な説明をしていない。

また，Ｃが本件記帳台の上に本件封筒を発見し，取り上げた位置についても，石橋は，９時３６分１１秒時点でのＣの手指の位置などを根拠にその位置は７時ないし８時の位置であるなどというのであるが（当審弁３鑑定書１８頁参照），甲４７の防犯カメラの映像によると，９時３６分８秒から１０秒の時点で既に，１０時の位置にいるＣが本件封筒を発見して，手にしていると認められるから（当審弁３鑑定書４３頁参照），石橋鑑定は，甲４７の防犯カメラの映像に反している。

さらに，被告人が本件記帳台の上での作業を終えて手を伸ばした位置及び被告人が再び記帳台に戻ってきて右手を置いた位置が１１時ないし０時の位置であるという石橋鑑定についても，甲４７の防犯カメラの映像によれば，被告人が９時２２分７秒頃から９秒頃までの間，自身の右手を右側に伸ばし，１０時の位置付近にあった白色様の物体をつかむ動作を行っていることが認められることなどに照らし，賛同し難い。

以上によれば，石橋鑑定に依拠した所論は採用できない（なお，石橋は，差分抽出という手法によると，A子が７時ないし８時の位置に置き忘れた本件封筒はその後も位置を変更させていないから，被告人は本件封筒に触れていないともいうようであるが（当審弁３鑑定書９頁，１０頁等），A子が７時ないし８時の位置に本件封筒を置き忘れたという石

橋鑑定の前提自体首肯し難いことは前記のとおりである上，差分抽出による解析手法には色の加減等で限界があることは石橋も認めるとおりであるから，この点の石橋鑑定も採用できない。）。

所論は，原判決は，被告人が現金等在中の本件封筒から現金を抜き取った後，本件封筒を本件記帳台の上に戻したと認定するが，被告人が本件記帳台に戻ってきてその上に右手を置いた際，本件封筒を持っていたとの映像はないから，原判決の上記の認定には疑いが残る，というようである。しかし，既に見た諸事情に照らすと，被告人が本件記帳台の上から本件封筒を持ち出した後に本件封筒を本件記帳台に戻した事実は十分推認できるのであり，甲４７の防犯カメラの映像の粗さなどにより，被告人が右手を本件記帳台の上に置いた際の右手の状況が必ずしも判然としないからといって，この推認に疑いをいれるものではない（原判決書５頁１６行目から１８行目までも以上と同旨をいうものと理解され，所論は争うが，この原判決の説示にも誤りはない。）。

b　所論は，現金等在中の本件封筒内から現金のみを抜き取るには，少なくとも６秒以上かかるところ，１秒間に１フレームずつコマ送りをした甲４７の防犯カメラの映像には被告人が本件封筒内から現金６万６６００円を抜き取った状況は録画されておらず，かつ，その各フレーム間の約１秒間に被告人が上記動作を行うことは不可能であるから，被告人は，本件封筒を窃取していない，という。しかし，現金等在中の本件封筒内から現金のみを抜き取るのに要する時間についての所論の指摘を前提としても，既に見たように，甲４７及び甲４８の各防犯カメラの映像には死角等があり（前記(ア)ｃ），同防犯カメラに映らずに被告人が現金等在中の本件封筒内から現金のみ抜き取り，ポケット等に隠匿するなどするのに十分な時間と機会はあったといえるから，所論のようにはいえない。

所論は，原判決は，「被告人の着ていた半袖シャツは，左胸にポケッ

トのある白色ストライプ柄のもの（甲２１，５８）とみて映像との齟齬はない」と説示するが（原判決書６頁２行目，３行目），被告人が着用していたシャツは甲５７の胸ポケットのない水色のシャツである疑いが残る，という。しかし，被告人は，原審公判で，本件当時，水色の半ズボンを着用していたと供述するところ，甲４７の防犯カメラの映像等に照らすと，被告人が着用していたシャツの色は，ズボンの色と対比して，水色とは異なる色のものとうかがわれるから，所論の疑いが残るとはいえず，前記原判決の説示に誤りはない（なお，前記原判決の説示は，要するに，被告人が，現金等在中の本件封筒内から抜き取った現金を左胸ポケットに隠匿する機会があったとの趣旨をいうものと理解されるが，被告人には，例えば，ズボンのポケットなどに現金を隠匿する機会もあったといえるから，仮に，被告人が本件当時着用していたシャツに胸ポケットがなかったとしても，原判決の説示全体の趣旨を損なうものではない。）。

所論は，A子が本件封筒を置き忘れた時点では同封筒内に折り目が付いていなかったのに，その後同封筒発見時には折り目が付いていたところ，同封筒内に挿入された紙片の枚数や，同封筒に在中の振込用紙には横の折り目がついていないことなどに照らすと，甲４７及び甲４８の各防犯カメラに映らずに，同封筒に折り目を付けるのは不可能であるから，被告人は本件封筒を窃取していない，というようである。しかし，前記(ｱ)ｃに照らすと，被告人が，防犯カメラに映らずに，本件封筒に折り目を付けるなどすることは十分可能である（これと同旨をいう原判決の説示にも誤りはない。）から，所論は理由がない。

その他所論に鑑み検討を加えても，被告人が，本件封筒を窃取することが可能であった旨をいう原判決の前記(ｲ)ｃの説示に誤りはない。

ｃ　所論は，被告人が本件記帳台から離れた際，右手につかんだ白色様の

物体は，記帳台の上で書き損じた払戻請求書である可能性が高い，という。しかし，所論は被告人の原審公判供述に依拠して上記のようにいうが，被告人自身，書き損じたとの記憶ははっきりと残ってないと述べるなどその供述内容は極めてあいまいであるから，所論のようにはいえない（なお，甲４７の防犯カメラの映像を見ても，被告人が払戻請求書を書き損じた可能性をうかがわせるものは見当たらない。）。

所論は，原判決は，白色様の物体は，その大きさ，形状の点で，本件封筒と明確な差異がないと説示するが（原判決書５頁１０行目，１１行目），これが，本件封筒とその大きさや形状において一致するという立証ができない限り，その物体が本件封筒であると認定することができないのに，原判決は，上記の説示をしてこの旨の認定をしているのが不当であるとの趣旨をいう。しかしながら，原判決のこの説示は，甲４７の防犯カメラの映像等を含む関係証拠によれば，被告人が本件封筒を窃取したことが推認できる一方，同防犯カメラの映像上も，被告人が取り上げたとうかがわれる白色様の物体が本件封筒であると見て矛盾しないから，上記推認に疑いをいれる事情はない，との趣旨をいうものと理解でき，原判決のこの判断の仕方に不当な点はない。

所論は，被告人が本件封筒を窃取したとすれば，本件封筒に被告人の指紋が付着するはずであるが，本件封筒からは被告人の指紋は検出されていないと指摘する。しかし，被告人が本件封筒に触れたとしても，必ずしもこれに対照可能な指紋が付着するとは限らないから，所論のようにはいえない。

d　その他所論に鑑み検討を加えても，前記(ｲ)の原判決の認定に疑いをいれる事情はない。

(3)　以上によれば，原判示窃盗の犯罪事実を認定した原判決に，事実の誤認はない。論旨は理由がない。

5　よって，刑訴法３９６条により本件控訴を棄却することとして，主文のとおり判決する。

平成２６年１２月１１日

広島高等裁判所第１部

裁判長裁判官　　髙　麗　邦　彦

裁判官　　辛　島　　明

裁判官　　國　分　　進